

# 指 示

## 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会指示第1号

霞ヶ浦北浦海区における落とし網漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和元年6月26日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会  
会 長 鈴 木 幸 雄

### （操業の承認）

- 1 霞ヶ浦北浦海区において、落とし網漁業（小割式養殖業に使用する網いけすの網の底面又は側面に穴を設けた網（返しを付けたものを含む。）を設置し、水産動物を採捕する漁業をいう。以下「本漁業」という。）を操業しようとする者は、別に定める取扱要領により霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、試験研究の目的で行うものであって、委員会が適当と認めた場合は、この限りでない。

### （承認対象者）

- 2 承認の対象となる者は、第1種区画漁業権（小割式養殖業）の行使者であって、委員会が漁業調整上支障がないと認めた者であること。

### （操業区域）

- 3 本漁業の操業区域は、第1種区画漁業権（小割式養殖業）漁場であって、承認を受けようとする者が行使する既存の養殖施設内とする。

### （操業期間）

- 4 本漁業の操業期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

### （承認の有効期間）

- 5 1の承認の有効期間は、令和元年9月1日から令和6年8月31日までとする。

(制限又は条件)

6 委員会は、本漁業を承認するにあたり、次の制限又は条件を付ける。

(1) 対象魚種は、アメリカナマズ（チャンネルキャットフィッシュ）とする。

(2) 承認を受けた者は、操業する際は、委員会から交付された承認証を携帯しなければならない。

(漁獲実績報告書の提出)

7 本漁業の承認を受けた者は、毎年操業期間終了後、所属する漁業協同組合に別に定める漁獲実績報告書を提出するものとし、提出を受けた漁業協同組合は一括して取りまとめのうえ、4月20日までに委員会に提出しなければならない。

(承認の取り消し)

8 この指示に違反した場合には、承認を取り消すことがある。

(指示の有効期間)

9 この指示の有効期間は、令和元年9月1日から令和6年8月31日までとする。